

久米川駅南口駅前広場再整備基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 業務概要

- (1) 件名 久米川駅南口駅前広場再整備基本計画策定業務
- (2) 目的 久米川駅南口駅前広場の再整備を行うための再整備基本計画の策定にあたって、施設物の老朽化や特定の方による長時間滞留、歩行者と車両の交錯等の交通安全上の問題等を解決し、東村山市（以下、「市」という。）の中心核に相応しい駅前広場の形成を行うための計画内容の検討・策定を行うことを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「久米川駅南口駅前広場再整備基本計画策定業務委託仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の翌日～令和6年3月31日（予定）

第2 業務に要する費用

予定上限額（令和5年度） 17,138,000円（税込み）

※ なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定上限額）を超過した場合は失格とする。

※ 企画提案書に基づく協議により、調整し決定した委託業務のすべてと打合せに要する費用を含む。

第3 実施形式等

- (1) 実施形式 公募型プロポーザル方式
- (2) 費用の負担 このプロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

第4 参加資格

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
なお、複数事業者が連携する場合は、2者以内とし、構成する各事業者が次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 営業種目「都市計画・交通関係調査業務」において、東村山市での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録部門に「都市計画及び地方計画」を有していること。
- (6) 所用の資格等を有した技術者等を用い、業務を確実に遂行させることができること。

(7) 平成30年4月1日以降に本業務と類似する受託実績があること。

第5 応募方法及び参加資格の審査

プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書等を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(1) 申込方法

- ① 提出期限：令和5年2月28日（火）
- ② 受付時間：平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 提出方法：持参又は郵送。郵送の場合は、配達受取日が証明できる方法を用いること。提出先は「第14 担当部署」のとおり。
- ④ 提出書類：次のものを各1部提出すること。
 - ・ 参加申込書（様式1）

複数の事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者(従たる事業者)についても必要事項を記載すること。
 - ・ 誓約書（様式2）

複数の事業者が連携する場合は、事業者ごとに記載すること。
 - ・ 参加者概要書（様式3）

事業者が認証を取得しているプライバシーマーク、ISMS、またはそれらに準じる個人情報保護、または情報セキュリティマネジメントに関する資格等があれば記載すること。また、既存の会社案内パンフレット等があれば添付すること。

複数の事業者が連携する場合は、事業者ごとに記載すること。
 - ・ 業務実績書（任意様式）

第4(7)に係る実績を記載すること。実績について、テクリスの業務内容確認書（業務実績）等、または契約書の鑑部分及び仕様書の業務内容の概要がわかる部分の写しを添付して提出すること。

複数の事業者が連携する場合は、事業者ごとに記載すること。
 - ・ 複数事業者の連携に関する協定書等（任意様式。連携する場合のみ提出）

(2) 参加資格審査結果通知

令和5年3月15日（水）までに応募者全員へ個別の結果を電子メールにより通知する。なお、審査結果の内容に対する問い合わせは、審査結果を通知された日から平日3日の間とする。

第6 質疑応答の方法及び説明会

このプロポーザルに対する質疑応答及び説明会は、次のとおりとする。なお、質疑応答された内容は本実施要領の追補とみなす。

(1) 質疑応答1回目

- ① 質問期間

令和 5 年 2 月 3 日（金）～2 月 10 日（金）午後 5 時

② 質問方法

電子メールにより「第 14 担当部署」へ送信すること。メールの表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、本文に①事業者名、②担当者名、③担当者連絡先（電話番号）を記載すること。ただし、ファイルの添付は不可とする。

なお、期間外に提出された質問、指定した方法以外による質問、質問内容に事業者名を特定できる記載がある質問に対しては回答しない。

③ 回答期限

令和 5 年 2 月 15 日（水）までに回答する。

④ 回答方法

市ホームページに掲載し、回答とする。

(2) 説明会

① 日時

令和 5 年 2 月 17 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで（予定）

② 場所

東村山市役所いきいきプラザ 3 階 マルチメディアホール

③ 内容

本業務の概要及び本業務に関する過年度の検討経過等

④ 参加方法

2 月 14 日（火）までに「第 14 担当部署」へ電子メールを送信の上、直接現地にて参加とする。メールの表題は、「プロポーザル説明会への参加」とし、本文に①事業者名、②参加人数、③担当者名、④担当者連絡先（電話番号）を記載すること。

(3) 質疑応答 2 回目

① 質問期間

令和 5 年 3 月 15 日（水）～3 月 20 日（月）午後 5 時

② 質問方法

質疑応答 1 回目と同様とする。

③ 回答期限

令和 5 年 3 月 23 日（木）までに回答する。

④ 回答方法

市ホームページに掲載し、回答とする。

第 7 企画提案書等の作成及び提出の方法

参加資格を有すると通知された事業者は、次のとおり企画提案書及び参考見積書を提出すること。

(1) 企画提案書

企画提案書には以下の項目を記載すること。なお、以下の項目や駅前広場の再整備に関して効果的・効率的な独自の提案等を記載することができる。

- ① 久米川駅南口駅前広場の再整備案及び別紙仕様書に記載する久米川駅南口駅前広場再整備基本計画案の内容の提案
- ② 久米川駅南口駅前広場再整備基本計画を策定するための重要な課題と検討手法の提案
- ③ 久米川駅南口駅前広場再整備基本計画を令和 6 年度末までに策定するためのロードマップと令和 5 年度の工程表の提案
- ④ 別紙仕様書 5 (7) (仮称) 久米川駅南口駅前広場再整備基本計画策定委員会を構成する学識経験者の提案
- ⑤ 類似業務の実績例
- ⑥ 実施体制

実施体制の他、本業務を担当する管理技術者及び業務を担当する主たる者について、資格や実務経験等、業務遂行に関する事項を記載すること。

(2) 参考見積書

あて先は「東村山市長」(市長の氏名は記載しないこと)とする。

参考見積額を示すにあたって、事業者が実際に行うことを想定する具体的な業務内容を明示すること。なお、契約権者の押印は求めない。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 5 年 3 月 29 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
- ② 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)
- ③ 提出場所：東村山市役所本庁舎 4 階 まちづくり部まちづくり推進課 (〒189-8501 東京都東村山市本町 1-2-3)
- ④ 提出方法：持参又は郵送。持参で提出する場合は、前日までに日程調整の上、提出すること。また、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出部数・様式

企画提案書は、各原本 1 部、写し 12 部を提出すること。

用紙サイズは、日本工業規格 A4 判とし、両面印刷可とする。

様式は、任意とする。ただし、原本 1 部にのみそれぞれ表紙に事業者名を表示し、写しには事業者が特定されないよう事業者名は表示せず、事業者のロゴ、名称の入った用紙は用いないこと。また、各頁に頁番号を記載すること。

第 8 提案の審査方法及び審査基準

審査は、下記のとおり、市が別に定める審査委員会(以下、「委員会」という。)が提出された企画提案書について事業者名を特定せずに審査する。審査基準は、委員会が別に定める。

(1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された企画提案書を委員会が別に定める審査基準に基づき審査し、高い得点を得た順に上位 3 事業者までを第 2 次審査の対象とする。ただし、基準応募者が 3 事業者以下であった場合は、第 1 次審査を省略する場合がある。

① 第1次審査結果の通知

令和5年4月11日（火）までに提案者全員へ個別の結果を電子メールにより通知する。審査結果の内容に対する問い合わせは、審査結果を通知された日から平日3日の間とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査により選定された事業者に対し、企画提案のプレゼンテーションによる審査を実施する。最高得点を挙げた事業者を優先交渉権者とする。なお、複数の事業者が同得点の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

① プレゼンテーション実施予定日

令和5年4月20日（木）午前9時から午後5時までの間で、市が指定した時間と場所（対象者へ通知）で事業者毎に実施する。

② プレゼンテーションの内容

ア. 出席者

1者3名以内。説明、質疑に対する回答は、委託契約を履行した場合の管理技術者または業務を担当する主たる者が行うこと。

イ. 所要時間の目安

準備5分、説明15分以内、質疑応答25分以内、撤去5分

ウ. スライド等の追加資料

プレゼンテーションは企画提案書の補足として、別のスライド等を用いることができる。当該資料は、当日委員会事務局へ原本1部（事業者名を1頁目に表示する）、写し12部（事業者名を表示しない）を提出すること。（用紙サイズは日本工業規格A4判とし、両面印刷可とする）

ただし、審査の対象はあくまで企画提案書と補足説明による企画内容であり、提出されたスライド等の資料は直接的に審査の対象とならない。

エ. 使用機器等

パソコン、大型提示装置（モニター）は市が用意する。用意するパソコンにはWindows10、Microsoft PowerPoint2016が導入されているため、当該環境にて動作可能なプレゼンテーション資料とすること。また、使用する記録媒体はUSBメモリーとし、当該機器はウイルスチェック済のものを提案者が用意すること。

③ 審査結果の通知

審査実施の日の翌日から7日以内に、提案者全員へ個別の結果を電子メールにより通知する。審査結果の内容に対する問い合わせは、審査結果を電子メールで通知された日から平日3日の間とする。

審査結果の公表にあたっては、市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次順位の事業者名のみを公表し、評価点等は公表しない。

(3) その他

- ・ プレゼンテーションの順は市が無作為に決定した順とする。
- ・ プレゼンテーションの説明及び質疑応答にて口頭で提案したことについても契約内

容に含むことができるものとする。

- ・ 企画提案書を提出した者が1者の場合でも、企画提案書の審査を実施する。
- ・ 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

第9 契約の手続き

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案等に基づき、随意契約に向けた諸条件について市と詳細協議する。この協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積書を市に提出すること。なお、この協議にかかる費用は、優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。

ただし、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

第10 日程（予定）

項目	日程
プロポーザル方式の実施の公示	令和5年2月3日（金）
第1回質問受付期限	令和5年2月10日（金）
第1回質問回答期限	令和5年2月15日（水）
説明会	令和5年2月17日（金）
参加申込の提出期限	令和5年2月28日（火）
資格審査結果通知期限	令和5年3月15日（水）
第2回質問受付期限	令和5年3月20日（月）
第2回質問回答期限	令和5年3月23日（木）
企画提案書受付締切	令和5年3月29日（水）
第1次審査結果通知期限	令和5年4月11日（火）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年4月20日（木）
第2次審査結果の通知期限	令和5年4月26日（水）
契約締結	令和5年5月下旬
業務開始	契約締結次第

第11 辞退の方法

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに「第14 担当部署」に電話連絡の上、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した辞退届（任意書式）を事務局に郵送、または持参すること。なお、辞退届は東村山市長宛とすること。

第 12 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第 6 条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

※著作権法第 42 条の 2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）により、市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められている。

※未公表の著作物（市と契約締結した事業者の企画提案書は除く）について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開となる。

第 13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案について失格とする。
 - ① 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの
 - ② 理由なく、プレゼンテーションに出席しなかったもの
 - ③ 参考見積書の金額が、上限額を超過したもの
 - ④ 本実施要領の参加要件を満たさなくなったもの
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (5) 本業務は、企画提案書に記載した担当者が行うこととし、市の承諾がない限り、それらの者を変更することはできない。

なお、市の承諾により担当者を変更する場合は、変更前と同等以上の資格・技能等を有する者とする。
- (6) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (8) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合、あるいはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合、市は契約を解除することができる。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止の状況によっては、プレゼンテーション審査の時期、

審査方法等を変更、または選定を中止することがある。その場合は、参加者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。

また、優先交渉権者決定が予定する時期より遅くなった場合、本要領の範囲内の今年度の業務内容の変更について、詳細協議をすることがある。

- (10) 本プロポーザルは本事業に係る令和 5 年度当初予算の成立を前提としており、予算が成立しなかった場合には、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。
また、市はその場合における応募者の損害について負担しない。

第 14 担当部署

住所 〒189-8501 東村山市本町 1 丁目 2 番地 3

所属 東村山市まちづくり部まちづくり推進課

担当 吉川、篠崎

電話 042-393-5111 (代表) 内線 3701

メール machi@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp